

## □■養成所ニュースプラス第 17 号 2023□■

東京では相変わらず気温が 30 度を超える日が続いていますが、あっという間に 9 月半ばとなりました。スクーリングでも紹介したソ教連主催の「全国統一模擬試験」の申込みが今日までとなっています。模試の受験を希望する方はお急ぎください。会場模試の問い合わせも何人かの方からありました。既にいくつかの都道府県社会福祉士会が扱っていることをお伝えしました。先輩の中には、民間の予備校等の模擬試験を受けた方もいました。どちらにしても、申込期日がありますので情報収集を急ぎましょう。

また、ご自身の現在の力を確認するには、まだ取り組んでいない過去問、模擬試験問題、模擬問題集を活用することもできます。ご自身の目的に合った方法を選んでください。

今回は、「高齢者に対する支援と介護保険制度」（現、高齢者福祉）から老人福祉法についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第 33 回問題 134】老人福祉法に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 市町村は、市町村老人福祉計画において、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとしている。
2. 養護老人ホームの入所要件は、60 歳以上の者であって、経済的理由により居宅において介護を受けることが困難な者としている。
3. 老人福祉法に基づく福祉の措置の対象となる施設の一つとして、救護施設が含まれている。
4. 特別養護老人ホームについて、高齢者がやむを得ない事由により自ら申請できない場合に限り、市町村の意見を聴いた上で都道府県が入所措置を行う。
5. 老人介護支援センターは、介護保険法の改正（2005 年（平成 17 年））に伴って、老人福祉法から削除され、介護保険法上に規定された。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

・(34 期生) 該当者に対して、修了見込証明書類一式並びに「受験対策講座」のご案内をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。

・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130292&c=3246&d=99c7>

・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130293&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130294&c=3246&d=99c7>

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 5 年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130295&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130296&c=3246&d=99c7>

※本日が締め切りですので、検討されている方は早急にご確認ください。

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130297&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1130298&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第 8 号／再びスケジュールについて】

先日、実習履修者の皆さんの実習報告会があり、実習でのそれぞれの学びを共有しました。合間に、どのくらい受験勉強が進んでいるか尋ねてみました。結果、既にスケジュールに沿って進めている方と、まずはアプリや動画で始めた方と、まだ手を付けていない方がほぼ同数でした。

ここで、もう一度お伝えしたいのは、ゴールに向かって進まないとは合格はないということです。ゴールから逆算して、今日は何をすべき日なのかを考えてください。ラグビーW 杯も始まりました。テレビ等で観戦している方も多いと思います。しかし、翌日はしっかり 90 分間やって、一步ゴールに近づいてください。受験勉強を続けて休むことは後々大きな負債となって降りかかります。日程の点だけでなく、受験勉強から一定期間離れてしまうと、学習の効果にも影響があります。緩急付けて進んでいきましょう。

今日まで、中央法規の学習スケジュールを参考に進めている方は、7 週間目の「社会保障」が終わります。（前号では、修了生のスケジュールから「共通科目を終え」とお伝えしてしまいました。ごめんなさい。）その調子です。来週は、現場で従事したり障害分野で実習した皆さんにとっては馴染みのある「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」になります。手応えを感じてください。

来週からやるぞという方、来週から始めて、この 7 週間を取り戻すには、休養日なしでようやく 11 月の末に追いつくことができる計算になります。先に延ばすほど、その後の日々に負荷がかかってしまいます。

「来週から週 4 日で始めても 1 月末には全部終わるじゃないか」という声が聞こえそうです。お見込みどおり終わるのですが、それは知識のインプットが終わるだけです。インプットした知識を想起してしっかりと定着させるアウトプットの繰り返しと総暗記期をやらずに国家試験を迎えることになってしまいます。アウトプット期と総暗記期の時間を確保するには、もう先延ばしにしている余裕はなさそうです。今回は、「アウトプットがなぜ必要か」をお伝えします。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

本日、9 月 15 日は老人の日、老人福祉法第 5 条第 2 項で、老人の日は 9 月 15 日と、老人週間は同日から 9 月 21 日ま

ですと規定されています。老人福祉法制定 60 年の今年、「みんなで築こう健康長寿と共生社会」を標語とし、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、6 つの目標を掲げ取り組むことを提唱しています。

老人福祉法で定められている老人福祉施設 7 施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター）の入所要件やサービス内容、措置の有無などを整理してみましょう。介護保険法で規定されている施設もあり確認が必要です。

また、老人福祉法の目的・基本理念を確認して、法成立の経緯を抑えておくことが重要です。社会専門テキスト 2 第 5 章第 2 節の内容です。1960 年代の高度経済成長期に地方から都市に人口が集中し、核家族化したことで家族機能が衰退し介護が難しくなりました。それを背景に、「高齢者福祉施策を体系的に整備し総合的に推進する基本法として」老人福祉法が成立しました。それは、戦前の救護法から戦後の旧生活保護法、新生活保護法に続く救貧施策としての高齢者対策からの転換となりました。老人福祉法では、老人福祉計画に定める事項と市町村と都道府県、国との関連も整理しておくといえます。「老人福祉法の概要」はこの 5 年間でも 4 回出題と頻出です。

1. ○市町村老人福祉計画は、市町村が老人福祉事業の供給体制の確保に関して定めた計画です。市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない、見直し期間は 3 年間です。
2. ×養護老人ホームの入所要件は、原則として 65 歳以上で、経済的理由及び環境上の理由により居宅において養護を受けることが困難な者となっています。
3. ×救護施設は、生活保護法に基づく保護施設で、他には、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設があります。老人福祉法により措置の対象となる老人福祉施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンターがあります。
4. ×福祉の措置は、その者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとしています。また、「やむを得ない事由」とは、事業所と契約をすることや、市町村への要介護認定の申請をすることが難しい場合等をいいます。
5. ×老人介護支援センターは、老人福祉施設のひとつとして老人福祉法に定められており、削除されていません。2005（平成 17）年の介護保険法の改正により創設された地域包括支援センターに、その大半は再編されました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus